

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

2019年5月8日

国土交通省 自動車交通局旅客課長 殿

照会者名：

住所：

下記について、照会いたします。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名および条項

道路運送法第4条第1項、第43条第1項、第78条第3項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

弊社が運行予定の第4条許可（第3条第1項ハ）の一般乗用旅客自動車運送事業A「介護タクシー事業者」（以下、「A（事業者）」とする）が全く別の運営会社（同市内）B「訪問介護および居宅介護事業者」（以下、「B（事業者）」とする）と移動サービスを行う委託契約を締結する（検討中）。また、B（事業者）は第78条第3項の訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可申請し、利用者の移動サービスを行うことを検討している。

一般乗用旅客自動車運送事業のA（事業者）とB（事業者）との関係性は下記の通り

①A（介護タクシー事業者）とB（訪問介護・居宅介護事業者）が両者間で移動サービスの委託契約（サービス代行料金設定、サービス時間、各種保険、車両の維持管理、運行管理、日常点検整備、定期点検整備、車検などを盛り込み、お互い協議の上、契約書を作成する）を締結する。

②車両（営業用ナンバー）は、A（事業者）が保管・管理する。訪問介護員が使用する車両（白ナンバー）は、B（事業者）が保管・管理する。

